

# 一般社団法人 全国児童発達支援協議会

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規定は、本会の入会金および年会費について必要な事項を定める。

### (年会費)

第2条 本会の正会員および賛助会員は、毎年、次の事項に該当する会費を納入しなければならない。

2. 正会員の会費は、次のとおりとする。
  - (1) 一事業所につき 2万円
  3. 個人会員の会費は、1万円
  4. 賛助会員の会費は、年額一口2万円とし、一口以上とする。

### (入会金)

第3条 本会の正会員および個人会員は、入会に当たり入会金を納入しなければならない。

- (1) 一事業所あたり5,000円とする。
2. 賛助会員からは、入会金を徴収しない。

### (年度途中入会者の入会金および年会費)

第4条 本会の事業年度の途中において入会した場合は、次の各号に該当する入会金および年会費を納入する。

- (1) 10月1日より6月30日まで入会したものは、規程の入会金と年会費
- (2) 7月1日より9月30日まで入会したものは、規程の入会金と半額の年会費

### (納入時期および方法)

第5条 会費は、会費請求書により指定された日までに、指定された口座に振り込むものとする。

### (退会)

第6条 年度の途中で退会した場合納入した会費、入会金は返却しない。

2. 本会の事業年度を越えて退会手続きを行った場合は、退会年度の年会費を納入しなければならない。

### (その他)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

### (改廃)

第8条 本規程は、社員総会の承認を得て改廃する。

### 付 則

1. この規程の第2条に関しては、平成24年5月31日時点で既に入会している正会員及び個人会員は、平成24年度会費に限って（定員20名以上2万円、定員19名以下1万円、個人賛助会員5千円）を適応し、本規定の適応は、平成25年度徴収分からとする。ただし、退会後の再入会に対しては、この規程を適応する。
2. この規程の第3条に関しては、平成24年5月31日時点で既に入会している正会員及び個人会員は免除される。ただし、退会後の再入会に対しては、この規程を適応する。
3. この規程の第6条に関しては、平成24年度会費納入義務が生じているが、制度改正に伴う事業の統合等により、施設もしくは事業所が廃止されている場合は、平成24年6月30日までに退会届を提出した場合につき、会費納入義務は生じない。
4. この規程は、平成24年5月2日から施行する。